

地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則（平成23年規則第6号）新旧対照表

新	旧
<p>○地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則</p> <p>平成23年2月15日 規則第6号</p> <p>第1条から第24条まで（略） （ファミリー型式住戸の計画戸数）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 条例第31条ただし書に規定する用途に供するものは、次に掲げるものとする。 （1）及び（2）（略） （3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する共同生活援助を行う施設 （4）（略）</p> <p>第26条から第29条まで（略） （自動車駐車場等の設置基準）</p> <p>第30条 条例第38条第1項に規定する基準は、別表第4のとおりとする。ただし、集団住宅建設事業について、集団住宅の計画戸数の3分の2以上がワンルーム型式住戸であり、かつ、当該集団住宅の敷地から最寄りの鉄道の駅までの直線距離が500メートル未満の場合は、敷地面積に0.002を乗じた数値に1を加えた数値（算出した数値に1に満たない端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）の駐車台数以上とすることができる。</p> <p>2 自動車駐車場の駐車スペースは、1台当たり幅2.3メートル、奥行き5メートル以上とする。ただし、自動車を駐車するための装置を用いる等の特別の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>3 条例第38条第2項に規定する基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>4 自転車駐車場の<u>1台当たりの駐車スペースは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。ただし、自転車駐車場で可動式とする等の特別の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>○地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則</p> <p>平成23年2月15日 規則第6号</p> <p>第1条から第24条まで（略） （ファミリー型式住戸の計画戸数）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 条例第31条ただし書に規定する用途に供するものは、次に掲げるものとする。 （1）及び（2）（略） （3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u>に規定する共同生活援助を行う施設 （4）（略）</p> <p>第26条から第29条まで（略） （自動車駐車場等の設置基準）</p> <p>第30条 条例第38条第1項に規定する基準は、別表第4のとおりとする。ただし、集団住宅建設事業について、集団住宅の計画戸数の3分の2以上がワンルーム型式住戸であり、かつ、当該集団住宅の敷地から最寄りの鉄道の駅までの直線距離が500メートル未満の場合は、敷地面積に0.002を乗じた数値に1を加えた数値（算出した数値に1に満たない端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）の駐車台数以上とすることができる。</p> <p>2 自動車駐車場の駐車スペースは、1台当たり幅2.3メートル、奥行き5メートル以上とする。ただし、自動車を駐車するための装置を用いる等の特別の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>3 条例第38条第2項に規定する基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>4 自転車駐車場の<u>駐車スペースは1台当たり幅0.5メートル、奥行き2メートル以上とし、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）駐車場の駐車スペースは1台当たり幅1メートル、奥行き2.3メートル以上とする。ただ</u></p>

新	旧
<p><u>(1) 自転車駐車場（次号に掲げるものを除く。） 幅0.5メートル、奥行き2メートル以上</u></p> <p><u>(2) 幼児2人同乗自転車駐車場 幅0.6メートル、奥行き2メートル以上</u></p> <p><u>5 原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）駐車場の駐車スペースは、1台当たり幅1メートル、奥行き2.3メートル以上とする。</u></p> <p><u>6 第25条第2項の規定は、条例第38条第3項に規定する用途に供するものに準用する。</u>  <u>（工業地域等及び商店街への配慮）</u></p> <p>第31条 条例第39条 <u>及び第39条の2</u> の規定により説明等を行う場合は、別に定める事務処理基準による。  <u>（自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書）</u></p> <p><u>第31条の2 開発事業者は、条例第41条第3号に掲げる事項を行ったときは、自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書（別記第37号の2様式）を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 開発事業者は、あらかじめ条例第41条第1号又は第2号に掲げる自治会等の設立促進又は加入誘導を図るための方法を定めた上、前項の自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書に当該方法を記載しなければならない。</u>  <u>（自治会等が行う活動等への協力）</u></p> <p><u>第31条の3 条例第41条第4号に規定する協力は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 開発事業の建築物の居住者に対し、自治会等への加入及び当該自治会等の活動内容を案内するために必要な支援をすること。</u></p> <p><u>(2) 事業区域の自治会等からの相談に対し、誠実に対応すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が</u></p>	<p>し、自転車駐車場で可動式とする等の特別の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 第25条第2項の規定は、条例第38条第3項に規定する用途に供するものに準用する。</u>  <u>（工業地域等への配慮）</u></p> <p>第31条 条例第39条の規定により説明等を行う場合は、別に定める事務処理基準による。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新			旧		
<u>必要と認めるもの</u>					
第32条から第43条まで (略)			第32条から第43条まで (略)		
別表第1から第3まで (略)			別表第1から第3まで (略)		
別表第4 (第30条関係)			別表第4 (第30条関係)		
事業及び住戸の型式		駐車台数	事業及び住戸の型式		駐車台数
集団住宅建設事業	ファミリー型式住戸	計画戸数の20パーセント以上	集団住宅建設事業	ファミリー型式住戸	計画戸数の20パーセント以上
	ワンルーム型式住戸	計画戸数の5パーセント以上		ワンルーム型式住戸	計画戸数の5パーセント以上
一定規模建設事業		敷地内に最低2台以上	一定規模建設事業		敷地内に最低2台以上
備考			備考		
(1) 集団住宅建設事業については、住戸の型式ごとに算出した駐車台数を合計した駐車台数とする。			(1) 集団住宅建設事業については、住戸の型式ごとに算出した駐車台数を合計した駐車台数とする。		
(2) 算出した駐車台数の合計に1に満たない端数があるときは、当該端数を切り捨てる。ただし、算出した駐車台数の合計が1未満となるときは、1とする。			(2) 算出した駐車台数の合計に1に満たない端数があるときは、当該端数を切り捨てる。ただし、算出した駐車台数の合計が1未満となるときは、1とする。		
<u>(3) 集団住宅建設事業にあつては、電気自動車等充電設備を配置した自動車駐車場又は荷さばきのための駐車施設(他の法令の定めに基づき設置するものを除く。)を設置した場合、前2号の規定により算出した駐車台数の合計から1台減じることができる。ただし、当該荷さばきのための駐車施設の規模は、1台当たり幅3メートル、奥行き7.7メートル以上、はり下高さ3.2メートル以上とする。</u>			<u>(新設)</u>		
(4) 自動車駐車場の設置計画に当たっては、配置及び構造に関して周辺環境に配慮するものとする。			(3) 自動車駐車場の設置計画に当たっては、配置及び構造に関して周辺環境に配慮するものとする。		
<u>(5) 区長が指定する商店街に面する位置における事業であつて、1階部分に店舗等(条例第39条の2第3項に規定するものをいう。)を付置することにより自動車駐車場を設置することが困難であると認められる場合、区長と協議の上、当該敷地から直線距離で300</u>			<u>(4) 区長が指定する商店街に面する位置に店舗等を付置する計画については、区長と協議の上、この表により算出した駐車台数を緩和することができる。</u>		

新				旧									
<p><u>メートル未満の場所に駐車施設を設けたときは、敷地内に自動車駐車を設置したものとみなす。</u></p>													
別表第5（第30条関係）				別表第5（第30条関係）									
駐車の種類	事業	住戸の型式又は施設の規模及び用途	駐車台数	駐車の種類	事業	住戸の型式又は施設の規模及び用途	駐車台数						
自転車	集団住宅建設事業	ファミリー型式住戸	計画戸数に1.5を乗じた数以上	自転車	集団住宅建設事業	ファミリー型式住戸	計画戸数に1.5を乗じた数以上						
		ワンルーム型式住戸	計画戸数以上			ワンルーム型式住戸	計画戸数以上						
自転車	集団住宅建設事業又は一定規模建設事業	50平方メートル以上の店舗面積を有するパチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積10平方メートルごとに1台以上	自転車	集団住宅建設事業又は一定規模建設事業	50平方メートル以上の店舗面積を有するパチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積10平方メートルごとに1台以上						
		50平方メートル以上の客席面積及び店舗面積を有する映画館、劇場その他の興行を目的とする施設、カラオケボックスその他これに類するもの	客席面積及び店舗面積を15平方メートルごとに1台以上			自転車	集団住宅建設事業又は一定規模建設事業	50平方メートル以上の客席面積及び店舗面積を有する映画館、劇場その他の興行を目的とする施設、カラオケボックスその他これに類するもの	客席面積及び店舗面積を15平方メートルごとに1台以上				
		50平方メートル以上の店舗面積を有する百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積15平方メートルごとに1台以上					自転車	集団住宅建設事業又は一定規模建設事業	50平方メートル以上の店舗面積を有する百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積15平方メートルごとに1台以上		
		50平方メートル以上の店舗面積を有する物品（音楽、映像その他の複製物及び書籍）を賃貸する事業所	店舗面積20平方メートルごとに1台以上							自転車	集団住宅建設事業又は一定規模建設事業	50平方メートル以上の店舗面積を有する物品（音楽、映像その他の複製物及び書籍）を賃貸する事業所	店舗面積20平方メートルごとに1台以上
		50平方メートル以上の店舗面積を有する銀行、信託会社	店舗面積25平方メートルごとに1台以上									自転車	集団住宅建設事業又は一定規模建設事業

新				旧			
		用金庫その他の金融機関及び郵便局	台以上			用金庫その他の金融機関及び郵便局	台以上
		50平方メートル以上の運動場面積を有するスポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	運動場面積25平方メートルごとに1台以上			50平方メートル以上の運動場面積を有するスポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	運動場面積25平方メートルごとに1台以上
		50平方メートル以上の教室面積を有する学習、教育、趣味その他の教授を目的とする施設	教室面積15平方メートルごとに1台以上			50平方メートル以上の教室面積を有する学習、教育、趣味その他の教授を目的とする施設	教室面積15平方メートルごとに1台以上
		50平方メートル以上の保育室面積及び教室面積を有する保育所その他これに類するもの並びに幼稚園、専修学校及び各種学校	保育室面積及び教室面積50平方メートルごとに1台以上			50平方メートル以上の保育室面積及び教室面積を有する保育所その他これに類するもの並びに幼稚園、専修学校及び各種学校	保育室面積及び教室面積50平方メートルごとに1台以上
		50平方メートル以上の診療室面積及び施術室面積を有する病院、診療所その他これに類するもの	診療室面積及び施術室面積25平方メートルごとに1台以上			50平方メートル以上の診療室面積及び施術室面積を有する病院、診療所その他これに類するもの	診療室面積及び施術室面積25平方メートルごとに1台以上
自動車等	集団住宅建設事業	ファミリー型式住戸	計画戸数の15パーセント以上	自動車等	集団住宅建設事業	ファミリー型式住戸	計画戸数の15パーセント以上
		ワンルーム型式住戸	計画戸数の5パーセント以上			ワンルーム型式住戸	計画戸数の5パーセント以上
備考				備考			
(1) 集団住宅建設事業については、住戸の型式ごとに算出した駐車台数を合計した駐車台数とする。				(1) 集団住宅建設事業については、住戸の型式ごとに算出した駐車台数を合計した駐車台数とする。			
<u>(2) ファミリー型式住戸を設ける場合にあっては、前号の規定により算出した駐車台数のうちファミリー型式住戸数の20パーセントの駐車台数以上の幼</u>				<u>(新設)</u>			

新	旧
<p><u>児2人同乗自転車駐車を設置するものとする。</u></p> <p>(3) <u>集団住宅建設事業の住戸にあっては第1号の規定により算出した駐車台数に、施設にあっては当該施設の規模及び用途ごとに算出した駐車台数に、1に満たない端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、算出した駐車台数が1未満となるときは1とする。前号に規定する幼児2人同乗自転車駐車の駐車台数の算出についても、同様とする。</u></p> <p>(4) 一定規模建設事業について、別表第5の適用がない施設は、当該施設の用途に応じて必要な自転車駐車場及び自動二輪車等駐車場を設置する。</p> <p>(5) 表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積、教室面積、保育室面積、診療室面積及び施術室面積の算定方法は、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則（昭和63年規則第53号）第19条及び第20条の規定を準用する。</p> <p>別表第6 （略）</p> <p>別記第1号様式から第37号様式まで （略）</p> <p><u>第37号の2様式（第31条の2関係）</u></p> <p>第38号様式から第41号様式様式まで （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第25条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則の規定は、令和8年7月1日以後に地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）第22条に規定する事前協議を行った住宅地開発事業、集団住宅建設事業又は一定規模建設事業（以下「開発事業」という。）に適用し、同日前に同条に規定する事前協議を行った開発事業について</u></p>	<p>(2) <u>算出した駐車台数の合計に1に満たない端数があるときは、当該端数を切り捨てる。ただし、算出した駐車台数の合計が1未満となるときは、1とする。</u></p> <p>(3) 一定規模建設事業について、別表第5の適用がない施設は、当該施設の用途に応じて必要な自転車駐車場及び自動二輪車等駐車場を設置する。</p> <p>(4) 表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積、教室面積、保育室面積、診療室面積及び施術室面積の算定方法は、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則（昭和63年規則第53号）第19条及び第20条の規定を準用する。</p> <p>別表第6 （略）</p> <p>別記第1号様式から第37号様式まで （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第38号様式から第41号様式様式まで （略）</p>

新	旧
<u>は、なお従前の例による。</u>	